

東京都公報

発行
東京都

目次

33

規則

- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則
（生活文化局都民生活部管理法人課）……………
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課）……………
- 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則……………
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（都市整備局市街地建築部調整課）……………
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（同）……………
- 東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（住宅政策本部民間住宅部マンション課）……………
- 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉局生活福祉部企画課）……………

規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十八号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則
知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都規則第二百二十号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課長」を「都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課長」に改める。

第十四条中「都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課」を「都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則
東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則（平成十五年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号口中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等

の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

第四十七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号口中「第百二条第三項」を「第百六十三条の五十六第三項」に改め、同号口を同号へとし、同号イ中「第百二条第二項」を「第百六十三条の五十六第二項」に改め、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 法第十二条第二項の規定による協議に関する事。

ロ 法第四十八条第二項の規定による協議に関する事。

ハ 法第百八条第二項の規定による協議に関する事。

ニ 法第百六十三条の十一第二項の規定による協議に関する事。

第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号。以下この号において「条例」という。）による事務のうち、次に掲げる事務

イ 条例第四条第一項及び第二項の規定による宅地開発区域内における無電柱化の実施計画の届出の受理に関する事。

ロ 条例第四条第三項の規定による宅地開発区域内における無電柱化の実施計画の変更の届出の受理に関する事。

ハ 条例第五条第一項及び第二項の規定による報告の要求又は調査に関する事。

ニ 条例第六条第一項の規定による助言に関する事。

ホ 条例第六条第二項から第四項までの規定による指導又は勧告に関する事。

ヘ 条例第七条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による意見を述べる機会との付与に関する事。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五十二号の次に一号を加える改正規定は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号）の施行の日から施行する。

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（一）を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（一）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項中「第百二条第一項」を「第百六十三条の五十六第一項」に改め、同条

第二項中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

第三条中「第百二条第一項」を「第百六十三条の五十六第一項」に、「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

第四条第一項中「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

第五条中「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に、「第百二条第一項」を「第百六十三条の五十六第一項」に改める。

第六条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第五十二条第一項」を

「第七十六条の三十第一項」に、「第五十条」を「第七十六条の二十八」に、「除却」

を「除却等」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「東京都マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

「東京都マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十四号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三 十一の項(一)中「車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(1)に掲げる」を「当該観覧席又は客席の各階には、(1)に掲げる場合の」に、「(2)に掲げる基準に適合する場所を」を「車椅子使用者用部分(3)に掲げる位置に」に改め、同項(一)中「車椅子使用者が円滑に利用することができる場所」を「車椅子使用者用部分」に改め、同項(一)ア中「観覧席又は客席」を「階」に、「百」を「二百六十六」に改め、同項(一)イ中「観覧席又は客席」を「階」に、「百を超え、二百以下の」を「二百六十六を超える」に、「五十分の一」を「四百分の一」に改め、同項(一)ウを削り、同項(二)中「車椅子使用者が円滑に利用することができる場所」を「車椅子使用者用部分」に改め、同項(二)オを次のように改める。

オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

別表第三 十一の項(二)オの次に次のように加える。

カ 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用のスペースのみである

ときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。
別表第三 十一の項(2)の次に次のように加える。

(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。

ア 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合 車椅子使用者用部分の間(2)オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。()のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

イ 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

別表第三 十一の項中(二)を削り、(三)を(二)とする。

別表第五 十一の項(一)中「(1)に」を「当該観覧席又は客席の各階には、(1)に」に改め、「車椅子使用者用部分を」の下に「(3)に掲げる位置に」を加え、同項(一)ア中「観覧席又は客席」を「階」に、「四百」を「二百六十六」に改め、同項(一)イ中「観覧席又は客席」を「階」に、「四百」を「二百六十六」に、「二百分の一」を「二百分の三」に改め、同項(二)エの次に次のように加える。

オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

カ 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

別表第五 十一の項(2)の次に次のように加える。

(3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。

ア 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合 車椅子使用者用部分の間(2)オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。()のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

イ 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場

合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

別記第二号様式中「監事のちゅうへり監議事第2025」を「監事のちゅうへり監議事第2026」に改める。

別記第五号様式を次のように改める。

整備項目	選	劣	整備内容	緩和措置
教室内の通路	1	1	1 幅1.10m以上	
	2	2	2 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	3	3	3 便所は次に掲げるもの	
	①	①	① 幅 1.40m以上(階段に併設する場合は1.30m以上)	
	②	②	② 勾配 1/20以下	
③	③	③ 手すりの設置		
④	④	④ 両側に幅障又は立ち上りの段		
⑤	⑤	⑤ 特設、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	選	劣	整備内容	緩和措置
宿泊に代わり又はこれに併設する宿泊施設	1	1	1 勾配/1/2を超え、又は高さ15cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	2	2	2 表面は床面又は滑りにくい仕上げ	
	3	3	3 前後の扉等との名目別、色相又は程度の差が大きいこととその存在を容易に識別可能	
	4	4	4 幅 120cm以上(階段に併設する場合は100cm以上)	
	5	5	5 勾配 1/20以下(幅3.71m以下、幅3.16m以下の場合は1/30以下)	
	6	6	6 高さ15cmを超えるものは、15cm以内にとし踏幅150cm以上の張り場を設置	
	7	7	7 両側に幅障又は立ち上りの段	
	8	8	8 始末、終末に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
	9	9	9 各一階客室、車椅子使用者専用室、車椅子使用者専用駐車施設のある所、地上階に停止すること	
	10	10	10 縦・昇降路の出入口の幅(開放物除)80cm以上	
エレベーター及びその乗降ロビー	1	1	1 各一階客室、車椅子使用者専用室、車椅子使用者専用駐車施設のある所、地上階に停止すること	
	2	2	2 縦・昇降路の出入口の幅(開放物除)80cm以上	
	3	3	3 幅の奥行 115cm以上	
	4	4	4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行 150cm以上	
	5	5	5 縦及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすき位置に設置	
	6	6	6 縦内に、停止位置、車椅子の現在位置を表示する装置の設置	
	7	7	7 乗降ロビーに、到着する際の扉の方向を示す装置の設置	
特設な構造又は使用形態の昇降機	1	1	1 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	2	2	2 幅の幅100cm以上かつ奥行120cm以上	
	3	3	3 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの	

4 努力基準で上乗せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

(劣) 努力基準	(特) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの	(移動等円滑化経路等を含む)		
整備項目	選	劣	整備内容	緩和措置
出入口	1	1	1 屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上	
	2	2	2 戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	3	3	3 扉の上下端に近接する部分に点状フロア等(※8)を敷設	21
	4	4	4 (特) 縦断路の上部に近接する部分に点状フロア等(※8)を敷設	21
	5	5	5 1 張り場を含む、手すりの設置	
	6	6	6 段の上下端に近接する張り場の部分に点状フロア等(※8)を敷設	22
	7	7	7 階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	8	8	① 張り場を含む、両側に手すりの設置	
	9	9	② 1 手すりの設置	
	10	10	③ 2 (特) 毎階の上部に近接する張り場の状態フロア等(※8)を敷設(自動車の駐車用に供する施設に設けるものを含む)	23
階段(代わり、又はこれに併設する階段)	1	1	1 車椅子使用者専用便所(※15)を1以上設置	7
	2	2	2 使用を設ける階の便所のうち1以上は、次に掲げる場合にあつてはその数(以上)に車椅子使用者専用便所を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	
	3	3	3 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が510,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超え40,000㎡以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000㎡を超える場合20,000㎡ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	4	4	4 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1,000㎡を超える階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達することにより1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	
	5	5	5 次に掲げる便所(車椅子使用者専用便所を除く)を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	
	6	6	① 床面には段差を設けない	
	7	7	② 不便箇所は1以上を備付式	
	8	8	③ 腰掛式とした不便箇所及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
	9	9	④ 1 車椅子使用者専用客室、全客室が500以下の場合1以上、全客室が500を超える場合は1/100+2以上設置	
	10	10	⑤ 2 車椅子使用者専用客室の便所に次に掲げるもの	
宿泊施設の客室	1	1	① 表面は床面又は滑りにくい仕上げ	
	2	2	② 車椅子使用者専用客室の浴室等は次に掲げるもの	
	3	3	③ 車椅子使用者専用客室の浴室等は次に掲げるもの	24
④	④	④ 表面は滑りにくい仕上げ		

(日本建築規格A列4第)

整備項目	選	劣	整備内容	緩和措置
教室内の通路	1	1	1 段がある部分には次に掲げるもの	25
	2	2	① 上下階には点状フロアを敷設	
	3	3	② 縦断路は次に掲げるもの	
	4	4	③ 手すりの設置	
	5	5	④ 車椅子使用者専用車庫施設を車庫施設(乗客数の1/30)以上設置	26
駐車場(※7)	1	1	1 車椅子使用者専用駐車施設から利用客等までの距離の長さからできるだけ短くなる位置	
	2	2	2 車椅子使用者専用駐車施設又は付近に利用客等までの距離について誘導表示を設置	
	3	3	3 近等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの距離の1以上1次の縦断路を移動する移動可能な経路	27
案内設備までの経路	1	1	① 線状フロア等(※13)、点状フロア等(※8)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
	2	2	② 段の上下端・縦断路の上部に近接する部分に点状フロア等(※8)を敷設	14

5 努力基準で上乗せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	選	劣	整備内容	緩和措置
エレベーター及びその乗降ロビー	1	1	1 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること	
	2	2	2 乗降ロビーに転落防止装置を備える	28
	3	3	3 幅の幅 140cm以上	28
	4	4	4 床面積5,000㎡を超える場合 幅の幅 160cm以上	29
	5	5	5 車椅子の扉に、到着する際の扉・縦・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	6	6	6 縦内に、到着する際の扉・縦・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	7	7	7 縦・乗降ロビーに到着する際の扉の方向を示す音声装置の設置	
	8	8	8 縦又は乗降ロビーに到着する際の扉の方向を示す音声装置の設置	
	9	9	9 その他、高齢者、障害者等が容易に利用できる構造(※16)	
	10	10	10 高さ15cmを超える場合は、75cm以内にとし踏幅150cm以上の張り場を設置	

（第31号）

注意 1 整備内容のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

- 備考
- ※1 遊歩道等により、多数者が利用する建築物については「多数者が利用するもの（後述等）（注）（注2）（注3）（注4）（注5）」となる。
- ※2 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※6 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※7 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設ける場合
- ※8 フロア等で歩行者の発生が認められ、かつ、歩行者の発生が認められるフロアの歩行者の発生が認められるフロアに設置する機器等
- ※9 歩行者、乗客等が見やすい位置に設置し、乗客使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている使用
- ※10 歩行者、乗客等が見やすい位置に設置し、乗客使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている使用
- ※11 歩行者、乗客等が見やすい位置に設置し、乗客使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている使用
- ※12 フロア等で歩行者の発生が認められ、かつ、歩行者の発生が認められるフロアの歩行者の発生が認められるフロアに設置する機器等
- ※13 間際に不特定の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設けるもの
- ※14 間際に不特定の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設けるもの
- ※15 乗客使用、手すり等を適切に配置し、乗客使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保し、一般利用の便所に近接し、分かれやすい位置に設置し、出入口に設置する機器等の機能を表示した使用
- ※16 日本エレベーター協会「JANS-C506A 乗客用エレベーターに関する標準」「JANS-G19E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様を配慮

緩和措置

- 1 ①(1)の幅が200以下※2※3※4※5※6※7※8※9※10※11※12以下の傾斜(※自動車専用施設内)
- 2 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 3 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 4 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 5 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 6 不特定かつ多数の者（遊歩道等）/不特定もしくは多数の者（歩行者）が利用し、又は主として歩行者、乗客等が利用する用途を設けるもの
- 7 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 8 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 9 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 10 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 11 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 12 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 13 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 14 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 15 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 16 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 17 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 18 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 19 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 20 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 21 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 22 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 23 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 24 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 25 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 26 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 27 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 28 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)
- 29 ①(1)の傾斜が緩やかな傾斜(※自動車専用施設内)

（日本建築規格A列4条）

附則

- 1 この規則は、令和八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して三十日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成七年東京都条例第三十三号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第十五条第一項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して六十日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第二十二條第二項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第九条の届出があった条例第十七条第一項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

